



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤幸二

令和3年度(第33回)ゼロ災55無災害運動

令和3年11月7日(日)から令和3年12月31日(金)まで

スローガン

無くそう災害 増やそう笑顔
みんなで取り組む 55ゼロ災

スローガンは、丸彦産業(株) 細田雅志 氏 の作品です。

佳作

危険な行為を見かけたら「他人事(ヒトゴト)」ではなく「一言(ヒトコト)」を!

みんなで築く55(日)ゼロ災

(米子王子紙業(株) 香田仁美 氏 の作品です。)

コロナ禍で 疲れて緩む気持ちが事故に 再度引き締め 55ゼロ災

(三洋テクノソリューションズ鳥取(株) 森 浩史 氏 の作品です。)

※今回より、優秀作品1編と佳作作品2編を選定することとなりました。

「ゼロ災55」無災害運動は、年末までの55日間(11月7日から12月31日まで)を運動期間とし、この期間中の「労働災害ゼロ」を目指す鳥取県独自の取組で、平成元年から毎年実施し、今回で33回目を迎えます。

会員事業場の事業者・労働者の皆様には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

◎「ゼロ災55」6つの柱

- ア 墜落・転落災害防止対策の推進
- イ 転倒災害防止対策の推進
- ウ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- エ 交通労働災害防止対策の推進
- オ エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- カ 健康確保対策の推進

◎事業場の実施事項

- ア 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- イ 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ウ 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- エ 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚

- オ 「安全『見える化』とっとり運動」の取組の実施
- カ 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- キ 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ク 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知
- ケ 積雪・凍結時における安全対策の徹底
- コ 定常・非定常作業における作業手順の見直し
- サ 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- シ 高年齢労働者の特性や健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- ス 効果的な安全衛生教育の実施
- セ 心の健康づくり計画の策定及びストレスチェックの実施
- ゾ 健康診断と事後措置の実施
- タ 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- チ 年末無災害運動推進大会等の実施
- ツ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストを活用した対策の実施

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です



過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

基調講演

「産業医としてできること、やってきたこと
～長時間労働防止や
職場のハラスメント対策を中心に～」

原島 浩一 氏(産業医・原島産業医事務所代表)

メンタルヘルスセミナー

「職場環境改善の進め方と取り組み事例」

中野 聰氏

(特定社会保険労務士
独立行政法人労働者健康安全機構 鳥取産業保健
総合支援センター メンタルヘルス対策促進員)

過労死遺族による体験談発表

山陰過労死を考える家族の会

副代表 弁護士 高橋 真一 氏 ほか

講師プロフィール

原島 浩一 氏

(原島産業医事務所代表
労働衛生コンサルタント 認定産業医)

群馬大学医学部および群馬大学大学院卒業後、放射線腫瘍医として癌の治療に従事。
2007年から自動車製造業の専属産業医を経て、現在は10数社の嘱託産業医を務める。

主催: 厚生労働省

後援: 鳥取県

協力: 過労死等防止対策推進全国センター

全国過労死を考える家族の会

過労死弁護団全国連絡会議

●日時 2021年11月18日(木) 13:30 ~ 15:30(受付13:00~)

●会場 とりぎん文化会館 第1会議室(鳥取市尚徳町101-5)

●参加無料

<参加申込> 参加には事前申し込みが必要です。

●Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧いただき、
申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

11月は「しづ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な
仕様変更などはやめましょう!～

詳しくは、「しづ寄せ」防止特設サイトをご覧いただくか、鳥取労働局雇用
環境・均等室にお問い合わせください。

(「しづ寄せ」防止特設サイトURL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



女性活躍推進法の改正について (2022年4月1日施行) 101人以上～300人事業主:一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務の対象拡大

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されます。常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主は、施行日までに、行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行ってください。

鳥取労働局雇用環境・均等室

鳥取県最低賃金が改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 821円	令和3年10月6日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（電話0857-29-1705）または各労働基準監督署にお問い合わせください。

スマホ、携帯で
最低賃金を確認！

みんなチェック！最低賃金。



鳥取県 最低賃金

令和3年
10月6日から
[時間額]

821

29円
UP
円

最低賃金とは、働くすべての人に
賃金の最低限を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.tottori-lb.go.jp/tokusetsu/>

賃金引上げを支援する助成金を
賃金改定 助成金

賃金改定 助成金を
賃金改定 助成金



外国人を雇用したい・している企業等を「フレスク」が支援

○4省・2団体が各種支援策を実施

高度外国人材など外国人労働者を新たに雇用したい企業、あるいは現に雇用している企業や在留外国人に関する諸課題に取り組む地方公共団体を支援することにより、外国人受入れ環境を整備するために、外国人在留支援センター（フレスク）が東京都新宿区四谷に令和2年7月6日に開設され、活動を開始しています。

フレスクでは、多言語対応の総合受付のほか、法務省、厚生労働省、外務省、経済産業省と国際観光振興機構・国際交流基金の2団体が連携して、各種支援策を実施しています。

○外国人を雇用する際の各種の相談に無料で対応

中でも厚生労働省関係の「東京外国人雇用サービスセンター」では、高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）の職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談など事業主向けサービスを提供しています。

また、東京労働局労働基準部が外国人特別相談支援室を開設し、外国人労働者の労働条件に関する相談に応じ、改善策を支援しています。

○産業医・専門家・通訳を配置して支援。講師も派遣

さらに、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省からの受託事業として「安全衛生班」を開設し、①相談窓口に産業医、専門家、通訳を配置し、外国人労働者を雇用する事業主や外国人労働者からの相談に一元的に対応する、②相談者の希望に応じ、個別に事業場を訪問して、安全衛生管理水準を診断したり、必要な改善を指導・支援する、③構内・構外協力企業集団、工業団地などの事業主集団の研修会への外国人労働者の安全衛生関係専門講師を派遣しています。

以上のサービスや支援策のご利用はいずれも無料です。

安全・安心は働く時の基本です。外国人労働者を現に雇用している、あるいは新たに雇用したいと考えておられる事業主の皆さん、生活習慣や言語・文化が違う中にあって、外国人労働者が安全に、安心して、意欲的に働き、そして事業の発展に寄与できるよう「安全衛生班」の支援活動のご利用（無料）をお勧めします。

電話0570-011000

「フレスク」で検索

転倒災害、交通労働災害を防止するために(冬季)

令和2年の鳥取県内における休業4日以上の死傷者数は584人で、事故の型別で最も多く発生したのは転倒災害で147人（全体の25%）でした。また、転倒災害は手首や骨盤などを骨折して1か月以上休業する場合も少なくありません。さらに、中高年に発生率が高く、休業期間も長くなる傾向があります。特に、冬季は雪道や凍結した路面などで負傷する場合が多く、注意が必要です。

交通労働災害は37人（全体の6%）でしたが、このうち3人の方が亡くなられました。特に、冬季は雪道や凍結した路面などのスリップ事故が多発するなど、より一層の注意が必要です。

以下のポイントを参考に、冬季特有の労働災害防止にご協力下さい。

◎転倒しないためのポイント

1 転倒しにくい作業方法

～あせらない 急ぐほど 落ち着いて～

①時間に余裕を持って行動

②滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行

③物につまずかないよう適切な明るさを確保

④転倒予防のための教育、研修の実施

2 設備管理面の対策

～4S（整理・整頓・清掃・清潔）～

①歩行場所に物を放置しない

②床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く

③床面の凸凹、段差などの解消

3 その他の対策

①転ばないからだづくり（身体機能の維持・向上）

②作業に適した靴の着用

③職場の危険マップの作成による危険情報の共有

④転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

4 雪道・凍結路では

①凍結した路面はできるだけ避けて歩く

②雪道では、足の裏全体で雪面を踏みつけるようにして小幅で歩く

③両手をあけておくなど、すぐに受身が取れる状態を作つておく

④雪道でも滑りにくいタイプの靴を履く

◎交通事故災害防止のためのポイント

①気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者は安全な走行速度を遵守する

②冬用タイヤなど積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者は安全運転を行い、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止する

③「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、走行管理や気象条件に対し安全の確保を図るための必要な措置を行う

④積雪、凍結時はスピードを控えめに、普段より車間距離を長めに確保する、また視界不良時は点灯を行う

⑤トンネル出入口付近・橋・交差点は、圧雪や凍結によりスリップしやすいので注意して運転すること

い保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

●制度の対象となる休暇の取得期間は、

令和3年8月1日～令和3年12月31日です。

休暇の取得期間	助成金申請期限
令和3年8月1日～10月31日	令和3年12月27日
令和3年11月1日～12月31日	令和4年2月28日

鳥取労働局雇用環境・均等室では、小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口を設置し、助成金申請等に関する様々なご相談に応じております。

また、「企業にこの助成金を活用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等を行っております。ぜひご活用ください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

鳥取労働局雇用環境・均等室（☎0857-29-1701）

●小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou_kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応助成金に関する 特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない。

鳥取労働局

オンラインセミナーのご案内⇒

